

船舶事故等調査報告書

平成21年8月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第83号	
事故等種類	損傷（のり養殖施設）	
発生日時	平成21年1月18日 04時30分ごろ	
発生場所	愛媛県弓削島東岸沖 (概位 北緯34°16.8′ 東経133°14.6′)	
事故等調査の経過	平成21年3月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 第八開成丸、19トン 295-37242鹿兒島、有限会社森汽船 B 台船（船名不詳）、長さ25m、幅12m、深さ2.2m なし、不詳	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士 B なし	
死傷者等	なし	
損傷	A なし B なし のり養殖施設に一部損傷	
事故等の経過	A船は、船首約1.0m、船尾約2.5mの喫水で、船首船尾とも約1.0mの等喫水となったB船をえい航し、愛媛県岩城島に向け航行中、平成21年1月18日04時30分ごろ、弓削島東岸沖に設置されたのり養殖施設に進入した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 2 海象：潮汐 下げ潮初期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、B船をえい航中、のり養殖施設との距離を離すよう針路の選定を適切に行わなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、夜間、弓削島東岸沖において、A船がB船をえい航中、針路の選定を適切に行わなかったため、のり養殖施設に進入したことにより発生した可能性があると考えられる。	